

鈴鹿大学学則

| |
|-----------------|
| 平成 6 年 3 月 28 日 |
| 制 定 |

第 1 章 総則**第 1 節 目的**

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広く教育を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、建学の精神に基づき国際社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、鈴鹿大学と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、三重県鈴鹿市郡山町字西高山663番地222に置く。

(自己点検・評価等)

第 4 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

第 2 節 組織

(学部及び学科等)

第 5 条 本学に、次の学部、学科を置く。

国際地域学部 国際地域学科

こども教育学部 こども教育学科

(学部・学科の教育研究上の目的)

第 6 条 本学に置かれる学部、学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際地域学部 国際地域学科

国際地域学部は、「Think globally, Act locally」を理念とし、グローバル化する地域社会の課題をビジネス・イノベーション力や文化・歴史などの多角的な教養を使って解決できる人材を養成することを目的とする。

国際地域学科は、グローバルなビジネスの現場で活躍する「グローバル・サービス人材」の育成、観光学・スポーツビジネスなどの専門スキルに基づいて「活力ある地域づくり」に資する人材の養成を行うため、地域の産業・行政・市民と連携した実学的な教育研究を展開することを目指す。また、グローバル化する地域社会が抱える、少子高齢化、人口減少、子育て・介護環境の整備、国際化、情報化、災害に強い地域づくり

といった今日的な課題を、「地域」から解決策へとアプローチすることに重心を移していく。そして、現場主義を実践する学問として、領域横断的な国際地域学の構築を目指し、国際社会と地域社会のさらなる発展に寄与することを目的とする。

(2) こども教育学部 こども教育学科

こども教育学部こども教育学科では、建学の精神「誠実で信頼される人に」に基づき、こどもたちの教育・発達支援の取り組みを通して自らを向上させ、こどもたちとこどもたちが生きる現在・将来を、よりよいものにしていこうとする人を育成することを教育の目的とする。この目的のために、教員・職員・学生が学術的・社会的・創造的な活動への取り組みを通して、貢献していくことを研究の目的とする。

なお、学校教育における幼児教育、保健教育並びに保育を中心とした現場で、教育・発達支援に取り組むための力を持った小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、中学校教諭（保健）、高等学校教諭（保健）及び保育士を育成する。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|---------|---------------------|------|
| 国際地域学部 | 国際地域学科 | 120人 (3年次編入学10人) | 500人 |
| こども教育学部 | こども教育学科 | 50人 (3年次編入学5人) | 210人 |
| 合 計 | | 170人 (3年次編入学15人) | 710人 |

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるもののほか、鈴鹿大学大学院学則に定める。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(センター)

第10条 本学に、次の各号のセンターを置く。

- (1) COC（地域連携）・国際交流センター
- (2) ビジネス・イノベーション研究センター
- (3) 教職教育センター

- (4) 健康管理センター
- (5) 留学生教育支援センター
- (6) 課外活動・強化クラブ支援センター

2 前項のセンターに関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、学長補佐、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職員に関する規程は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第12条 本学各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会の組織には、前項に掲げる者のほか、その他の職員を加えることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議、委員会等

(会議、委員会等)

第13条 学長は、本学に必要と認めた場合には、会議、委員会等を置くことができる。

- 2 前項の運営に関し、必要な事項は、別に定める。
- 3 大学と短期大学部が同一キャンパスである利点を活用して、業務の効率化、円滑化をめざし、大学及び短期大学部の組織を一体化することができる。

第6節 学年・学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要に応じて、前項の学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める日のうち学長が定める日

(3) 春季休業日 3月17日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで

2 学長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 学長は、休業日の期間中においても授業、実験、実習を課すことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第18条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第26条第1項及び第2項の規定により入学を許可された者は、所定の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が、職業を有している等の事情により、第17条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申出したときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修をする学生の履修の期間は、6年以内とし、在学期間は10年を超えることができない。

3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

第2節 入学

(入学時期)

第20条 入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業課程認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業課程認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入った者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関して必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者は、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書等入学手続き書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者が届け出ことなく定められた入学期日に入学しないと

きは、入学許可を取り消すものとする。

(保証人及び変更の届出)

第25条 前条第1項の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

2 保証人は、保護者その他の者で在学期間中、学生に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

3 保証人が、転籍、転居、改姓名又は改印をしたときは、直ちに届出なければならない。

4 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて誓約書を再提出しなければならない。

(編入学、転入学、再入学)

第26条 本学の3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項の規定により短期大学士の学位を授与された者

(2) 大学の2年課程修了者、短期大学卒業者及び高等専門学校のいずれかを卒業した者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者

2 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学（前項3年次編入学を除く）、転入学、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第27条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、学生の所属に応じ、別表1又は別表2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、教職課程に関する科目及び保育士課程に関する科目を置き、その種類、単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(履修)

第30条 履修に関する事項については、別に定める。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第32条 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可・失格の6種類の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところのより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第37条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 取得できる免許の種類 |
|---------|---------|--|
| こども教育学部 | こども教育学科 | 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 教科・保健 高等学校教諭一種免許状 教科・保健 養護教諭一種免許状 保育士証 |

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第47条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）及び教育

職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）に従い、別表3に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

- 3 保育士の資格を取得しようとする者は、第47条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）に従い、別表4に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学、再入学、除籍及び復籍 (休学)

第38条 疾病その他の理由により長期にわたって修学することができない者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第39条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、更に1年以内に限り休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
3 休学期間は、第17条に定める在学期間に算入する。ただし、修業年限には、含めないものとする。
4 休学期間は、原則として通年、前期、後期とする。
5 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

(復学)

第40条 休学期間に中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第41条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学習することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限及び在学年限に含めることができる。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第44条 前条により、退学した者で、2年以内に本人の願い出により再入学を希望する場合は、学長がこれを再入学させることができる。ただし、懲戒による退学の場合は、再入学を認めない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

（復籍）

第46条 学長は、前条第1項第1号により除籍となった者の復籍を認めることができる。

2 前項の復籍に関する事項は、別に定める。

第5節 卒業の要件及び学位

（卒業の要件）

第47条 本学を卒業するためには、学生は4年以上（編入学生は2年以上）在学し、別表1又は別表2に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

（卒業の認定）

第48条 学長は、前条に規定する卒業の要件を充足した者については、教授会の意見を聴いて、学期ごとに卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第49条 前条により、卒業を認定した者に学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

（表彰）

第50条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する必要な事項は、鈴鹿大学学生の懲戒に関する規程に定める。

**第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生
(研究生)**

第52条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りではない。

3 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

4 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。

5 学長は、研究生が研究事項につき、証明を希望したときには、研究証明書を交付する。

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 学長は、科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、単位を与える。

4 前項の規程により授与された単位は、科目等履修生が証明を希望したときには、単位修得証明書を交付する。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第55条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第56条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

**第8節 入学検定料、入学金及び授業料等
(入学検定料、入学金及び授業料等)**

第57条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、次のとおりとする。

(1) 検定料 35,000円

(2) 入学金

国際地域学部 250,000円

こども教育学部 250,000円

(3) 授業料

国際地域学部

| 区分 | 前期 | 後期 |
|-----|----------|----------|
| 授業料 | 470,000円 | 420,000円 |

こども教育学部

| 区分 | 前期 | 後期 |
|-----|----------|----------|
| 授業料 | 570,000円 | 520,000円 |

2 前項に掲げるもののほか、学生の実験及び実習に要する経費は、別に徴収することができる。

(授業料の納付時期)

第58条 授業料は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ授業開始日までの別に定める日までに納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、分納又は延納を認めることがある。

(休学の場合の授業料)

第59条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学した月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学した日が月途中の場合には、その月の授業料を納めなければならない。

2 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

3 休学期間中の在籍料については、次のとおりとする。

| | | |
|-------|------|---------|
| 休学在籍料 | 1年休学 | 60,000円 |
| | 半期休学 | 30,000円 |

(復学の場合の授業料)

第60条 前期又は後期の中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第61条 所定の修業年限を超えた者で、学年の中途において卒業する者は卒業の期までの授業料を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第62条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第63条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の授業料)

第64条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の審査料、入学金、授業料等については、別表5に定める。

(納付した授業料)

第65条 納付した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学前に納付した授業料については、納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申し出により授業料相当額を返還する。

第3章 公開講座

(公開講座)

第66条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雜則

(学則の改廃)

第67条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて上申し、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成6年度から平成8年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

| 学部 | 学科 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 |
|------|--------|-------|-------|---------------|
| 国際学部 | 国際関係学科 | 200人 | 400人 | 600人(編入学 40人) |
| | 合計 | 200人 | 400人 | 600人(編入学 40人) |

附 則

この学則は、平成9年2月26日から施行する。ただし、平成9年1月20日に遡及して実施する。(入学検定料の変更)

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。(大学院)

2 この学則は、平成10年4月1日から施行する。(課程認定)

3 この学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度ま

での年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 10 年度 | 平成 11 年度 | 平成 12 年度 |
|------|--------|----------|----------|----------|
| 国際学部 | 国際関係学科 | 880 人 | 880 人 | 880 人 |
| | 国際文化学科 | 100 人 | 200 人 | 300 人 |
| | 合 計 | 980 人 | 1080 人 | 1180 人 |

附 則

この学則は、平成 10 年 12 月 25 日から施行し、平成 10 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条第 1 項第 3 号については平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。(開発と文化研究センター、教育文化研究所)

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(観光学科)
ただし、国際関係学科の 3 年次編入学定員の変更は平成 15 年度から実施する。
- 2 この学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年度から平成 15 年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
|------|--------|----------|----------|----------|
| 国際学部 | 国際関係学科 | 810 人 | 740 人 | 655 人 |
| | 国際文化学科 | 400 人 | 400 人 | 400 人 |
| | 観光学科 | 70 人 | 140 人 | 225 人 |
| | 合 計 | 1280 人 | 1280 人 | 1280 人 |

- 3 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(英米語学科)
- 2 この学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 16 年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|------|--------|----------|----------|----------|
| 国際学部 | 国際関係学科 | 740 人 | 655 人 | 570 人 |
| | 国際文化学科 | 360 人 | 320 人 | 280 人 |
| | 観光学科 | 140 人 | 225 人 | 310 人 |
| | 英米語学科 | 40 人 | 80 人 | 120 人 |
| | 合 計 | 1280 人 | 1280 人 | 1280 人 |

- 3 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(授業科目及び単位数)
- 4 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(学芸員課程、転学科)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者（平成 16 年度及び平成 17 年度に当該学科に編入学する者を含む。以下同じ。）が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年度及び平成 17 年度における三年次編入学生については、従前の学科に入学するものとし、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|------|--------|----------|----------|----------|
| 国際学部 | 国際学科 | 160 人 | 320 人 | 505 人 |
| | 国際関係学科 | 440 人 | 310 人 | 155 人 |
| | 国際文化学科 | 220 人 | 120 人 | 60 人 |
| | 観光学科 | 310 人 | 310 人 | 310 人 |
| | 英米語学科 | 120 人 | 160 人 | 160 人 |
| | 合 計 | 1250 人 | 1220 人 | 1190 人 |

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(長期履修)

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|------|-------|----------|----------|----------|
| 国際学部 | 国際学科 | 670 人 | 650 人 | 625 人 |
| | 観光学科 | 300 人 | 290 人 | 275 人 |
| | 英米語学科 | 120 人 | 80 人 | 40 人 |
| | 合 計 | 1,090 人 | 1,020 人 | 940 人 |

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(第 32 条 成績 失格追加)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(第 50 条 別表 II 授業料の改定及び第 33 条、第 34 条、第 55 条、別表 III 休学在籍料)

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 50 条 別表第 3 授業料の改正及び第 5 条 觀光学科の募集停止)

2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|------|----------|----------|----------|
| 国際人間科学部 | 国際学科 | 600 人 | 600 人 | 600 人 |
| | 観光学科 | 200 人 | 140 人 | 70 人 |
| | 合 計 | 800 人 | 740 人 | 670 人 |

附 則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置として、平成 27 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

3 既設の国際人間科学部は、平成 27 年 3 月 31 日をもって学生募集を停止（3 年次編入は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止）し、同日に在学する学生が、当該学部に在学しなくなる日まで存続する。

4 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は、平成 27 年度から同 29 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|------|----------|----------|----------|
| 国際人間科学部（既設） | 国際学科 | 460 人 | 320 人 | 160 人 |

| | | | | |
|-------------|------|------|------|------|
| | 観光学科 | 70人 | — | — |
| | 合 計 | 530人 | 320人 | 160人 |
| 国際人間科学部（新設） | 国際学科 | 100人 | 200人 | 310人 |
| 既設・新設の学部の合計 | | 630人 | 520人 | 470人 |

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、平成 29 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- 3 改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、収容定員は、平成 29 年度から同 31 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

| 学部 | 学科 | 専攻 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------------------------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| 国際人間科学部 (平成 27 年度 以後募集停止) | 国際学科 | | 160人 | — | — |
| | 観光学科 | | — | — | — |
| | 計 | | 160人 | — | — |
| 国際人間科学部 (平成 27 年度 新設) | 国際学科 | | 320人 | 420人 | 420人 |
| こども教育学部 (平成 29 年度 設置) | こども教 育学科 | 幼児教育 学専攻 | 40人 | 80人 | 125人 |
| | | 養護教育 学専攻 | 40人 | 80人 | 125人 |
| | | 計 | 80人 | 160人 | 250人 |
| 合計 | | 550人 | 580人 | 670人 | |

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の別表(教育課程表)にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、平成 31 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- 3 既設の国際人間科学部は、平成 31 年 3 月 31 日をもって学生募集を停止（3 年次編入学は、平成 33 年 3 月 31 日をもって学生募集停止）し、同日に在籍する学生が、当該学部に在籍しなくなる日まで存続する。
- 4 変更後の学則第 7 条の規定にかかわらず、収容定員は、平成 31 年度から同 33 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

| 学部 | 学科 | 専攻 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 |
|---------------------------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| 国際人間科学部 (平成 31 年度以 後募集停止) | 国際学科 | — | 320 人 | 220 人 | 110 人 |
| 国際地域学部 (平成 31 年度設 置) | 国際地域学 科 | — | 120 人 | 240 人 | 370 人 |
| こども教育学部 (平成 29 年度設 置) | こども教育 学科 | 幼児教 育学専攻 | 110 人 | 140 人 | 123 人 |
| | | 養護教 育学専攻 | 110 人 | 140 人 | 122 人 |
| | | 計 | 220 人 | 280 人 | 245 人 |
| 合計 | | | 660 人 | 740 人 | 725 人 |

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 2 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 3 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者

については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 経過措置として、令和5年3月31日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

別表2(第27条第2項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教育課程表 基礎教育科目

| 科目区分 | 授業科目的名称 | 配当年次 | 単位数 | |
|---|-----------------|------|-----|----|
| | | | 必修 | 選択 |
| 外 国 語 科 目 | 英語コミュニケーション I | 1 | 2 | |
| | 英語コミュニケーション II | 1 | 2 | |
| | 英語コミュニケーション III | 2 | 2 | |
| | 中国語 I | 1 | 2 | |
| | 中国語 II | 1 | 2 | |
| | 韓国語 I | 1 | 2 | |
| | 韓国語 II | 1 | 2 | |
| | ポルトガル語 I | 1 | 2 | |
| | ポルトガル語 II | 1 | 2 | |
| | 日本語講読 I | 1 | 2 | |
| | 日本語講読 II | 1 | 2 | |
| | 日本語作文 I | 1 | 2 | |
| | 日本語作文 II | 1 | 2 | |
| | 日本語会話 I | 1 | 2 | |
| | 日本語会話 II | 1 | 2 | |
| 情報 科 目 | 情報処理 I | 1 | 1 | |
| | 情報処理 II | 1 | 1 | |
| | 情報処理論 | 2 | 2 | |
| | 生活統計 | 2 | 2 | |
| 基礎 教 育 科 目 | 鈴鹿学 | 1 | 2 | |
| | 社会学 | 1 | 2 | |
| | 心理学 | 1 | 2 | |
| | 多文化理解 | 1 | 2 | |
| | 文化人類学 | 1 | 2 | |
| | 経営学総論 | 1 | 2 | |
| | マーケティング論 | 1 | 2 | |
| | 日本国憲法 | 1 | 2 | |
| | 人権論 | 2 | 2 | |
| | 国際関係論 | 2 | 2 | |
| | 歴史学 | 2 | 2 | |
| | 宗教学 | 2 | 2 | |
| | こころの癒しと音楽 | 1 | 2 | |
| | 科学と芸術の間（音楽史） | 1 | 2 | |
| | 環境学 | 2 | 2 | |
| | 生物学 | 1 | 2 | |
| | 自然科学基礎 | 1 | 2 | |
| | 数理工学 | 2 | 2 | |
| | スポーツと健康 I (実技) | 1 | 1 | |
| | スポーツと健康 II (講義) | 1 | 1 | |
| 実 務 教 育 科 目 | キャリアデザイン I | 1 | 2 | |
| | キャリアデザイン II | 2 | 2 | |
| | キャリアデザイン III | 3 | 2 | |
| | キャリアデザイン IV | 4 | 2 | |
| | ボランティア活動 | 1 | 1 | |
| | インターンシップ | 1 | 1 | |
| 基礎 演 習 科 目 | 海外研修 | 1 | 1 | |
| | 基礎ゼミナール I | 1 | 2 | |
| | 基礎ゼミナール II | 1 | 2 | |
| | 基礎ゼミナール III | 2 | 2 | |
| | 基礎ゼミナール IV | 2 | 2 | |
| 合計 | | - | 14 | 79 |
| <p>※ 備考 基礎教育科目から以下の必修科目14単位を含め26単位以上を取得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語コミュニケーション I 2単位 ・情報処理 I ・情報処理 II 2単位 ・キャリアデザイン I 2単位 ・基礎演習科目 8単位 | | | | |

別表2(第27条第2項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教育課程表 専門教育科目

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | 備考 |
|----------|--------------------------|------|-----|----|---|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 共通専門教育科目 | こども学概論 | 1 | 2 | | ※ * |
| | 児童文化と表現 | 1 | | 2 | |
| | 学童保育論 | 1 | | 2 | |
| | 地域福祉論 | 3 | | 2 | |
| | 幼児英語指導法 | 2 | | 2 | |
| | 社会福祉 | 2 | | 2 | |
| | 特別支援教育概論 | 2 | | 2 | |
| | データ分析法 | 3 | | 2 | |
| | 教育社会学 | 3 | | 2 | |
| | スピーチ・プレゼンテーション I | 1 | | 2 | |
| | スピーチ・プレゼンテーション II | 1 | | 2 | |
| | 異文化コミュニケーション論 I | 2 | | 2 | |
| | 異文化コミュニケーション論 II | 2 | | 2 | |
| | ベーシック・ライティング | 2 | | 2 | |
| | スポーツ社会論 | 2 | | 2 | |
| | 生涯スポーツ指導論 | 2 | | 2 | |
| | スポーツ心理学 | 2 | | 2 | |
| | 体力トレーニング論 | 2 | | 2 | |
| | 健康スポーツ演習 II | 2 | | 2 | |
| 合計 | | - | 2 | 36 | |
| 教職専門教育科目 | 教育原理 | 1 | 2 | | 幼稚園教諭・保育士コースは※を、小学校教諭コース、養護教諭コースは*をコース必修とする ※ * |
| | 教職論 | 1 | 2 | | |
| | 教育と社会 | 2 | 2 | | |
| | 教育心理学 | 2 | 2 | | |
| | 特別支援教育演習 | 3 | 1 | | |
| | 教育課程論 | 3 | | 2 | |
| | 道徳教育の理論と方法 | 3 | | 2 | |
| | 特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導 | 3 | | 2 | |
| | 教育方法と技術 | 2 | 1 | | |
| | 情報機器活用の理論と方法 | 2 | 1 | | |
| | こどもの理解 | 3 | | 1 | |
| | こどもと保育カウンセリング | 3 | | 1 | |
| | 生徒指導・進路指導の理論と方法 | 3 | | 2 | |
| | 生徒指導論 | 3 | | 1 | |
| | 教育相談の理論と方法 | 3 | | 2 | |
| | 幼稚園教育実習 I | 3 | | 2 | |
| | 幼稚園教育実習 II | 3 | | 2 | |
| | 幼稚園教育実習事前事後指導 | 3 | | 1 | |
| | 教職・保育実践演習 | 4 | | 2 | |
| | 学校体験活動（小） | 2 | | 1 | |
| | 教育実習（小、事前事後指導を含む） | 4 | | 5 | |
| | 教職実践演習（小） | 4 | | 2 | |
| | 養護実習（事前事後指導を含む） | 3 | | 5 | |
| | 教職実践演習（養護） | 4 | | 2 | |
| | 教育実習（保健、事前事後指導を含む） | 4 | | 5 | |
| | 教職実践演習（保健） | 4 | | 2 | |
| 合計 | | - | 11 | 42 | |

| 科目区分 | 授業科目的名称 | 配当年次 | 単位数 | | 備考 |
|----------------------------|----------------------|------|-----|----|----|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 専門教育科目 幼稚園教諭・保育士コース | こどもと健康 | 1 | | 1 | * |
| | こどもと人間関係 | 1 | | 1 | * |
| | こどもと環境 | 2 | | 1 | |
| | こどもと言葉 | 2 | | 2 | * |
| | こどもと表現ⅠA (音楽) | 1 | | 1 | * |
| | こどもと表現ⅠB (音楽) | 1 | | 1 | * |
| | こどもと表現ⅠC (音楽) | 2 | | 1 | |
| | こどもと表現ⅠD (音楽) | 2 | | 1 | |
| | こどもと表現ⅡA (造形) | 1 | | 2 | * |
| | こどもと表現ⅡB (造形) | 2 | | 2 | |
| | 保育内容総論 | 4 | | 2 | |
| | 保育内容指導法 (健康) | 2 | | 1 | * |
| | 保育内容指導法 (人間関係) | 2 | | 1 | * |
| | 保育内容指導法 (環境) | 2 | | 1 | |
| | 保育内容指導法 (言葉) | 2 | | 1 | |
| | 保育内容指導法 (表現Ⅰ音楽) | 2 | | 1 | |
| | 保育内容指導法 (表現Ⅱ造形) | 2 | | 1 | |
| | 保育指導法 | 3 | | 2 | * |
| | 障がい児の支援 | 2 | | 2 | |
| | 保育プレ実習 | 1 | | 2 | |
| | 保育原理 | 1 | | 2 | * |
| | 保育の心理学 | 1 | 2 | | |
| | 子どもの理解と援助 | 2 | | 1 | |
| | こども家庭福祉 | 2 | | 2 | |
| | 乳児保育Ⅰ | 2 | | 2 | |
| | 乳児保育Ⅱ | 2 | | 1 | |
| | 子どもの保健 | 3 | | 2 | |
| | こども家庭支援の心理学 | 3 | | 2 | |
| | 子どもの健康と安全 | 3 | | 1 | |
| | 社会的養護Ⅰ | 3 | | 2 | |
| | 社会的養護Ⅱ | 3 | | 1 | |
| | 保育音楽技術演習 | 3 | | 1 | |
| | 保育製作技術演習 | 3 | | 1 | |
| | 子どもの食と栄養 | 3 | | 2 | |
| | こども家庭支援論 | 4 | | 2 | |
| | 子どもの文化 | 4 | | 1 | |
| | 保育実習指導Ⅰ (保育所) | 2 | | 1 | |
| | 保育実習Ⅰ (保育所) | 2 | | 2 | |
| | 保育実習指導Ⅰ (施設) | 2 | | 1 | |
| | 保育実習Ⅰ (施設) | 2 | | 2 | |
| | 保育実習指導Ⅱ又はⅢ (保育所又は施設) | 4 | | 1 | |
| | 保育実習Ⅱ又はⅢ (保育所又は施設) | 4 | | 2 | |
| | | - | 2 | 59 | |

*9科目
(14単位)
は幼稚園教諭・保育士コース必修

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | 備考 |
|--------|-------------|------|-----|----|-------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 専門教育科目 | 初等国語科教育法 | 2 | | 2 | *5科目 (10単位) は小学校教諭コース必修 |
| | 初等社会科教育法 | 4 | | 1 | |
| | 初等算数科教育法 | 3 | | 2 | |
| | 初等理科教育法 | 4 | | 1 | |
| | 初等生活科教育法 | 2 | | 1 | |
| | 初等音楽科教育法 | 3 | | 2 | |
| | 初等図画工作科教育法 | 3 | | 2 | |
| | 初等家庭科教育法 | 3 | | 1 | |
| | 初等英語科教育法 | 2 | | 2 | |
| | 初等体育科教育法 | 2 | | 2 | |
| | 初等国語（書写を含む） | 1 | | 2 | |
| | 初等社会 | 3 | | 1 | |
| | 初等算数 | 2 | | 2 | |
| | 初等理科 | 3 | | 1 | |
| | 初等生活 | 2 | | 1 | |
| | 初等音楽 | 2 | | 2 | |
| | 初等図画工作 | 2 | | 2 | |
| | 初等家庭 | 2 | | 1 | |
| | 初等外国語 | 1 | | 2 | |
| | 初等体育 | 2 | | 2 | |
| | 英語教育論 | 3 | | 2 | |
| | 合計 | - | 0 | 34 | |

| 科目区分 | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | | 備考 |
|--------|-------------------------|------|-----|----|------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 専門教育科目 | 発達心理学 | 1 | | 2 | *5科目 (10単位) は養護教諭コース必修 |
| | 基礎看護学 | 1 | | 2 | |
| | 基礎看護学実習 | 1 | | 2 | |
| | 学校保健（学校安全を含む） | 1 | 2 | | |
| | 学校看護学 | 2 | | 2 | |
| | 衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む）（総論） | 2 | | 2 | |
| | 解剖学 | 1 | | 2 | |
| | 生理学 | 1 | | 2 | |
| | 小児看護学（小児保健を含む） | 2 | | 2 | |
| | 学校看護学実習 | 2 | | 2 | |
| | 臨床看護実習事前事後指導 | 2 | | 1 | |
| | 臨床看護実習 | 2 | | 2 | |
| | 養護概説 | 2 | | 2 | |
| | 学校保健演習 | 3 | | 2 | |
| | 衛生学及び公衆衛生学（各論） | 2 | | 2 | |
| | 微生物学及び免疫学 | 3 | | 2 | |
| | 栄養学（食品学を含む） | 3 | | 2 | |
| | 薬理概論 | 3 | | 2 | |
| | ヘルスカウンセリング | 3 | | 2 | |
| | 臨床心理学 | 3 | | 2 | |
| | 学校環境衛生実習 | 3 | | 2 | |
| | 精神看護学 | 4 | | 2 | |
| | スポーツ外傷・障害論（救急処置含む） | 4 | | 2 | |
| | 精神保健 | 4 | | 2 | |
| | 健康管理学 | 4 | | 2 | |
| | 保健科教育法Ⅰ | 2 | | 2 | |
| | 保健科教育法Ⅱ | 3 | | 2 | |
| | 保健科教育法Ⅲ | 3 | | 2 | |
| | 保健科教育法Ⅳ | 4 | | 2 | |
| | 合計 | - | 2 | 55 | |

| 科目区分 | | 授業科目の名称 | 配当年次 | 単位数 | |
|--------|----|---------|------|-----|----|
| | | | | 必修 | 選択 |
| 専門教育科目 | 演習 | ゼミナールⅠ | 3 | 2 | |
| | | ゼミナールⅡ | 3 | 2 | |
| | | ゼミナールⅢ | 4 | 2 | |
| | | ゼミナールⅣ | 4 | 2 | |
| | | | - | 8 | 0 |

※ 備考

- ・共通専門教育科目から4単位以上取得すること（必修2単位、コース必修2単位を含む）。
 - ・教職専門教育科目から11単位、専門教育科目から4単位の必修科目を取得すること。
 - ・専門教育科目から60単位以上修得すること（演習8単位、幼稚園教諭・保育士コースはコース必修14単位、小学校教諭コースはコース必修10単位、養護教諭コースはコース必修10単位をそれぞれ含む）。
 - ・すべてのカリキュラム（必修科目は除く）から19単位以上取得すること。
- 卒業必要単位数124単位

鈴鹿大学学位規程

(平成6年3月28日
制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び鈴鹿大学学則第49条第2項の規定に基づき、鈴鹿大学(以下「本学」という。)における学位及び学位の授与に関する事項について必要な事項を定める。

(学位・専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とし、その専攻分野の名称は、次のとおりとする。

(1) 学士

| 学部 | 学科 | 専攻分野 |
|---------|---------|------|
| 国際人間科学部 | 国際学科 | 国際学 |
| こども教育学部 | こども教育学科 | 教育学 |
| 国際地域学部 | 国際地域学科 | 国際学 |

(2) 修士

| 研究科 | 専攻 | 専攻分野 |
|--------|--------|------|
| 国際学研究科 | 国際社会専攻 | 国際学 |

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第49条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第33条により修士課程を修了した者に授与する。

(学位の授与)

第5条 学長は、教授会又は大学院研究科会議の意見を聴いて、卒業を決定し、学位の授与及び学位記を交付するものとする。

(学位名称の使用)

第6条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、鈴鹿大学の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第7条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学士の学位にあっては教授会、修士の学位にあっては大学院研究科会議の意見を聴いて、当該学位を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公

表するものとする。

2 前項の意見を聴くときは、構成員（休職者を除く。）の3分の2以上の出席により、学長が決定する。

（学位記の様式）

第8条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、学位授与に関し、必要な事項は、教授会又は研究科会議の意見を聴いて、学長が定めることができる。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会又は研究科会議の意見を聴いて、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙1（第3条の規定により授与する学位記の様式）

| |
|---|
| 第 号 |
| 学 位 記 |
| 氏 名 |
| 生年月日 |
| 本学 ○○学部 ○○学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学士（○○） の学位を授与する |
| 年 月 日 |
| 鈴鹿大学 学長 印 |

別紙2（第4条の規定により授与する学位記の様式）

| |
|--|
| 第 号 |
| 学 位 記 |
| 氏 名 |
| 生年月日 |
| 本学 大学院国際学研究科 国際社会専攻の 修士課程を修了したので修士（国際学）の学 位を授与する |
| 年 月 日 |
| 鈴鹿大学 学長 印 |